

新型コロナウイルス感染症対策

(単位:百万円)

項目名	9月補正 (追加) 予算額	令和3年度 現計予算額 (9月当初提案後)	令和2年度 までの 累計予算額	9月補正後 累計予算額
○ 感染拡大防止対策と医療提供体制 の整備	3,650	39,395	29,017	72,062
○ 雇用の維持・事業の継続	—	5,233	10,302	15,535
○ 県民の生活支援	—	2,004	3,359	5,364
○ 学校の再開・学びの保障	164	63	160	387
○ 地域経済の回復・活性化	—	2,306	4,098	6,404
○ 感染症に強い社会・経済構造の構築	—	176	889	1,065
合計	3,814	49,177	47,825	100,817

I 感染拡大防止対策と 医療提供体制の整備

9月補正(追加)予算額:3,650百万円

1 医療提供体制の整備・強化

1 酸素ステーション設置事業（79百万円）

【内容】

症状が悪化した自宅・宿泊療養者等を一時的に受け入れ、酸素投与等の必要な処置を行う施設を整備するもの。

- ・酸素濃縮装置・生体情報モニタ等の整備、医薬材料の確保、医療従事者等の派遣委託 等

<問い合わせ先>
健康福祉部薬務感染症対策課

2 休業要請等への協力促進

1 香川県営業時間短縮協力金(第8次) (3, 279百万円)

【内容】

まん延防止等重点措置の適用が延長されたことなどを受け、県内全域の飲食店に対する第8次の営業時間短縮を要請するにあたり、全期間を通して要請に応じた店舗に協力金を支給するもの。

(営業時間短縮要請の概要)

- ・対象期間: 令和3年9月13日(月)～同年9月30日(木)
- ・対象地域: 県内全域
- ・要請内容: 飲食店に対し、営業時間を午前5時から午後8時までとする

※高松市の飲食店は、酒類は提供停止、カラオケ設備は利用停止

高松市以外の市町の飲食店は、酒類提供は午後7時まで

(次ページへ続く)

(1店舗当たりの支給額)

・中小企業

前年度又は前々年度(時短要請月)の1日当たりの売上高に応じて、
3万円～10万円/日(高松市以外の飲食店は、2.5万円～7.5万円/日)

前年度又は前々年度の 1日当たりの売上高	1日当たりの支給額
7万5千円以下 [8万3,333円以下]	3万円 [2.5万円]
7万5千円超25万円以下 [8万3,333円超25万円以下]	前年度又は前々年度の1日当たりの 売上高の4割(3万円～10万円) [売上高の3割(2.5万円～7.5万円)]
25万円超 [25万円超]	10万円 [7.5万円]

※[]内は、高松市以外の飲食店の場合

・大企業

前年度又は前々年度(時短要請月)の1日当たりの売上高の減少額の4割・
上限20万円/日(高松市以外の飲食店は、上限20万円/日又は、前年度
若しくは前々年度の1日当たり売上高の3割のいずれか低い額)

※中小企業においても、この方式を選択可

※高松市以外の飲食店については、上記に加え、支給額の1割を県独自に支援

<問い合わせ先>

商工労働部産業政策課

2 休業要請等への協力促進

2 香川県大規模施設等営業時間短縮協力金(第2次) (284百万円)

【内容】

まん延防止等重点措置の適用が延長されたことなどを受け、県内の大規模施設等に対し営業時間短縮を要請するにあたり、全期間を通して要請に応じた大規模施設等に協力金を支給するもの。

(営業時間短縮要請の概要)

- ・対象期間: 令和3年9月13日(月)～同年9月30日(木)
- ・対象地域: 県内全域
- ・要請内容: 建築物の床面積の合計が1,000㎡を超える大規模施設等に対し、営業時間を午前5時から午後8時までとする(イベント開催の場合は午後9時まで)
※商業施設(生活必需物資・サービスを除く)や映画館、遊戯施設など、法令に規定する集客施設

(次ページへ続く)

(1施設当たりの支給額)

大規模施設 (1,000㎡超の施設) 1日当たりの支給額	テナント (左記大規模施設の一部を賃借する事業者) 1日当たりの支給額
時短営業した面積 1,000㎡ごとに20万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間	時短営業した面積 100㎡ごとに2万円/日 × 短縮した時間/本来の営業時間

など

<問い合わせ先>
商工労働部経営支援課

2 休業要請等への協力促進

3 県有施設の臨時休館・休園への対応（8百万円）

【内容】

新型コロナウイルス感染拡大により県有施設を臨時休館・休園したことに伴い影響を受ける、当該県有施設内で営業する事業者を支援するもの。

・対象県有施設：栗林公園、県立ミュージアム、東山魁夷せとうち美術館

＜問い合わせ先＞
交流推進部交流推進課
文化芸術局文化振興課

Ⅱ 学校の再開・学びの保障

9月補正(追加)予算額:164百万円

1 安心できる教育環境の緊急整備

1 学校感染対策検査実施事業（142百万円）

【内容】

学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、現在の感染状況やワクチンの接種状況も踏まえ、感染者の発生時などに、児童生徒、教職員に対し、早期に幅広くPCR検査等を実施するもの。

① 県立学校におけるPCR検査の実施

- ・対象学校：高等学校、中学校、特別支援学校
- ・検査対象：校長が学校医と相談し必要と認めた、感染者の発生時に行政検査対象とならない児童生徒、教職員（原則として、陽性者が所属するクラスの在籍者及び所属する部活動の部員）及び全国大会等から帰県した児童生徒、教職員
- ・検査方法：PCR検査キットを活用した民間検査委託

（次ページへ続く）

②市町立学校におけるPCR検査の実施

- ・対象学校：小学校、中学校、高等学校
- ・検査対象及び検査方法：上記①と同じ
- ・費用負担：県1／2、市町1／2 ※県で事業実施

③私立学校へのPCR検査費用等の補助

- ・対象学校：中学校、高等学校
- ・補助率：10／10（ただし、各校ごとに交付上限額まで）
- ・補助対象経費：生徒、教職員のPCR検査及び抗原検査に要する費用

<問い合わせ先>
教育委員会保健体育課
総務部総務学事課

1 安心できる教育環境の緊急整備

2 感染拡大防止対策強化事業（22百万円）

【内容】

感染拡大防止対策を強化するため、県立学校にサーマルカメラを設置し、安心できる教育環境を確保するもの。

＜問い合わせ先＞
教育委員会高校教育課
教育委員会特別支援教育課